

平成 25 年 10 月 25 日

盛岡市議会議長 金沢 陽介 殿

盛岡市立飯岡小学校 P T A 会長

盛岡市

## 盛岡南新都市開発整備事業における区画道路適正利用の要望書

### 【要望趣旨】

西バイパス沿道商業業務地区 1 のうち、畑返下鹿妻線以南の部分の沿道商業業務地区 1 と住宅地区 2 の境界にある幅員 6m 道路を、商業の用に供する事を規制する旨を要望します。

### 【理由】

土地区画整理法施行規則第 9 条第 3 号に「区画道路の幅員は、住宅地にあつては 6m 以上、商業地又は工業地においては 8m 以上としなければならない。」と規定している。なおこの規則には「特別の事情により、やむを得ないと認められる場合は、住宅地にあつては 4m 以上、商業地又は工業地にあつては 6m 以上であることをもって足りる」とただし書きがあるが、この地域には特別の事情は見当たらない。

土地区画整理法施行規則第 9 条第 4 号に「住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。」と規定している。

しかしながら、盛岡南整備課作成の「盛岡南新都市地区地区計画の運用について」の中では、この業務地区の背面側にあたる 6m 道路について影響を懸念してはいるが、西バイパスに接しない敷地のみ用途制限をかけ、西バイパスから 6m 道路までの奥行 60m 敷地を一体利用する場合は用途制限をかけておらず、結果的に大型の商業施設が利用客の利便性を考慮し、西バイパスと背面の住宅地の 6m 道路に出入口を設けようと計画されています。

住宅地内には児童公園やごみ集積場、地区公民館などがあり、歩道の無い 6m 道路を、幼い子供の手をひいて歩く親子連れ、自転車で走る子供たち、ゴミ出しに歩いてくる高齢者、などをよく見かけます。歩道もガードレールも無く、このままでは子供たち、住民の安全を守れるのか疑問である。

幅員 6m の道路は商業地区の道路ではなく、住宅地区の道路であり商業地区からの一切の出入りを規制し、明確に区分けされる事を強く要望いたします。

